

2018年度 独立型社会福祉士研修

開催目的 この研修は、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士の養成を目的とします。

本研修は、独立型社会福祉士名簿登録要件の一つに位置づけられています。名簿登録には本研修修了を含む一定の要件（全7項目／別掲参照）が定められており、すべての要件を満たす方が名簿登録の対象となります（本研修修了のみでは名簿登録することはできません）。

1. 日程・会場

日程	会場
2019年2月16日（土）	調整中（東京都内を予定）

2. プログラム（予定）

本研修はeラーニング講座「独立型社会福祉士とは」「契約とリスク、労務管理（仮

※有料」の受講と事前課題が設定されます。詳細については、受講決定通知書に同封します。

時間	内容
11:50～12:00	オリエンテーション、開会挨拶（10分）
12:00～13:00 （60分）	講義 「独立型社会福祉士概説」 講師：小川 幸裕 氏（弘前学院大学）
13:00～13:15	休憩（15分）
13:15～17:05 （230分）	講義・演習 「事業の計画と報告」 講師：池田 和枝 氏（ソーシャルサポートいけだ） 報告者：高橋 岳志 氏（かなな福祉相談支援事務所） ：高田 美保 氏（社会福祉士事務所にじみる）
17:05～17:15	休憩（10分）
17:15～17:30 （15分）	講義 「独立型社会福祉士名簿登録について」 講師：松谷 恵子 氏（まつたに社会福祉士事務所）
18:00～20:00 （120分）	懇親会

本研修は独立型社会福祉士名簿登録の更新要件である「独立型社会福祉士に関する研修」ではありません。

3. 受講対象者：以下の①～④すべてを満たす者

- ①日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属している正会員
(日本社会福祉士会から会員番号が発行されている者が該当者になります)
- ②ソーシャルワーク実践経験が5年以上ある者
- ③独立する意思のある者、もしくは独立した活動をしている者
- ④すべてのプログラム(事前課題を含む)に出席でき、e-ラーニング講座の受講ができる者

4. 定員：100名(先着順。定員になり次第締め切ります)

*申込数が少ない場合は、本研修を開催しない場合があります。予めご了承ください。

5. 受講費：14,000円(資料代含む。食費・宿泊費・旅費は含みません)

※別途e-ラーニング講座「契約とリスク、労務管理(仮)」の視聴料2,000円がかかります。

6. 懇親会：4,000円(希望者のみ)

7. 昼食・宿泊：必要に応じて自己手配をお願いします。

8. 受講可否：受講可否の決定は、申込締め切り後に行います。受講可否の結果は、10月下旬頃に文書にて個別にご通知します。

*受講決定者へは、併せて「e-ラーニング講座」「事前課題」「会場案内」「受講費の納入方法」「懇親会参加券」「キャンセルの扱い」などについてもご案内いたします。

*定員に達した場合は受講できない場合があります。

*受講者数が少ない場合は、本研修を開催しない場合がありますので予めご了承ください。

*本研修には「e-ラーニング講座受講」「事前課題」が設定されます。e-ラーニング講座の未受講や事前課題に明記される提出期日までに課題が提出されない場合は、受講が取り消されることがありますので予めご了承ください。

9. 申込方法：所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAX、郵便またはeメールにてお申し込みください(申込書は必ず控えをお持ちください)。電話でのお申し込みは受け付けできませんのでご了承ください。

10. 申込期限：2018年10月12日(金)(FAX・eメールの場合は必着、郵便の場合は消印有効)

※申込期限前でも定員になり次第締め切ります。

11. 研修単位：

本研修は、生涯研修制度独自の研修・実績(①社会福祉士会が行う研修で認定社会福祉士制度の研修を受けていない研修)の7.25時間となります。

12. 自然災害の発生に伴う研修会の取扱について：

自然災害等によりやむを得ず研修を中止する場合がございます。判断基準等は、本会ホームページをご参照ください。中止の場合は、受講費の返金はいりませんのでご了承ください。

13. 主催・申込・問い合わせ先：

公益社団法人 日本社会福祉士会 生涯研修センター 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階

TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543 e-mail：kenshu-center@jacsw.or.jp

独立型社会福祉士名簿登録制度と認定社会福祉士制度について

● 独立型社会福祉士名簿登録制度 ●

1. 独立型社会福祉士の名簿登録要件

以下(1)～(7)のすべての要件を満たす者

- (1) 都道府県社会福祉士の会員である者。
- (2) 認定社会福祉士登録機関に登録した「認定社会福祉士」である者
- (3) 本会へ事業の届出をした者。
- (4) 本会独立型社会福祉士委員会主催の独立型社会福祉士に関する研修を修了した者。
- (5) 毎年の事業報告書の提出を確約した者。
- (6) 社会福祉士賠償責任保険等への加入を確約した者。
- (7) 独立型社会福祉士名簿の公開に同意した者。

2. 経過措置

独立型社会福祉士の名簿登録要件(2)「認定社会福祉士である者」の要件については、当面の間は以下の①～②のいずれかに該当する者も(経過措置期間のみ)認められます。ただし、これにより「認定社会福祉士」とみなされるものではありませんのでご注意ください。

①2013年3月31日時点において独立型社会福祉士名簿(以下「旧名簿」)に登録していた者。

②生涯研修制度の「基礎課程」を修了している者

なお、生涯研修制度研修単位基準細則に規定される2011年度以前に本会に所属した社会福祉士で旧生涯研修制度の共通研修課程修了認定を1回以上受けているものは「基礎課程」を修了したものとみなす。

<ご注意>

※この経過措置は一定期間の対応となります。①～②で名簿登録された方(経過措置対象者)であっても、経過措置期間終了後は、本来要件とする「認定社会福祉士である者」の要件を満たさない場合は、名簿登録を継続することができませんので、経過措置期間中に本来要件を満たすようご準備ください。

● 認定社会福祉士制度 (認定社会福祉士認証・認定機関が行う制度です) ●

認定社会福祉士の要件

1. 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること。
2. 日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲罰の権能を持っている団体の正会員であること。
(注1) (申請時に日本社会福祉士会会員(注2)もしくは日本医療社会福祉協会会員であること)
3. 社会福祉士資格取得後、相談援助実務経験が過去10年以内に5年以上あり、且つこの間、原則として社会福祉士制度における指定施設および職種に準ずる業務等に従事していること。このうち、社会福祉士を取得してからの実務経験が複数の分野にまたがる場合、認定を受ける分野での経験は2年以上あること。
4. 別に例示する実務経験があること。
5. 認められた機関での研修(スーパービジョン実績を含む)を受講していること。(注3)
注1) 認定後に団体の正会員でなくなると認定社会福祉士は取り消されます。
注2) 日本社会福祉士会の正会員に所属する社会福祉士を指します。
注3) 現在は経過措置対応がなされており「認定社会福祉士特別研修」もしくは「みなし特別研修」を修了している方も該当します。

認定上級社会福祉士の要件

1. 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること。
2. 日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を持っている団体の正会員であること。
3. 認定社会福祉士の認定をされていること。
4. 相談援助実務経験が認定社会福祉士を取得してから5年以上あり、且つこの間、原則として社会福祉士制度における指定施設および職種に準ずる業務等に従事していること。
5. 上記、実務経験の期間において、別に示す「必要な経験」があること。
6. 認められた機関での研修(スーパービジョン実績を含む)を受講していること。
7. 定められた実績があること。
8. 基準を満たした論文発表または認められた学会における学会発表をしていること。
9. 試験に合格すること。

※認定社会福祉士制度に関する詳細は、認定社会福祉士認証・認定機関へお問い合わせください

<http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>